

「次世代の学校・地域」創生プラン ～学校と地域の一体改革による地域創生～（報告）

元神奈川県立小田原城北工業高等学校長 長田 利彦

一億総活躍社会の実現と地方創生の推進のため、学校と地域が一体となって地域創生に取り組めるよう、平成27年12月に中央教育審議会から

・「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」

・「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」

・「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員養成コミュニティの構築に向けて～」

の三つの答申がまとめられた。

ここでは、三つの答申の内容の具体化を強力に推進すべく策定された、「次世代の学校・地域創生プラン」の内容について概要を報告する。詳しい内容については、中央教育審議会の答申（平成27年12月21日）を参照（傍線は筆者）。

はじめに（目指す方向）

我が国は、高齢者人口の増加と生産年齢人口の急激な減少や、グローバル化の進展に伴う激しい国際環境の変化の中にあって、学校の抱える課題の複雑化・多様化、地域社会のつながり・支え合いの希薄化、家庭の孤立化などの様々な

課題に直面している。

こうした中、教育再生実行会議において、個人の可能性を最大限引き出し、国力の源である人材の育成を充実・強化するべく、広範にわたる政策提言が行われてきた。

中央教育審議会においては、こうした提言を踏まえつつ、これらの課題を克服するためには教育の力が必要不可欠であるとの認識の下で検討が進められ、三つの答申が取りまとめられた。

文部科学省は、一億総活躍社会の実現と地方創生の推進には、学校と地域が相互にかかわり合い、学校を核として地域社会が活性化していくことが必要不可欠であるとの考えの下、三つの答申の内容を実現するため、学校・地域それぞれの視点に立ち、「次世代の学校・地域」両者一体となった体系的な取組を進めていく。

その際、学校にかかる観点からは、「社会に開かれた教育課程」の実現や学校の指導体制の質・量両面での充実、「地域とともにある学校」への転換という方向を、地域にかかる観点からは、次代の郷土をつくる人材の育成、学校を核としたまちづくり、地域で家庭を支援し子育てできる環境づくり、学び合いを通じた社会的包摂という方向を目指して取組を進める。

創生プランは、平成28年度から32年度までのおおむね5年間を対象として、取り組むべき

具体的な取組施策を明示する。

具体的な取組施策

1 次世代の学校創生

(1) 地域と学校の連携・協働の推進に向けた改革

① コミュニティ・スクールを推進・加速するための制度的位置付けの見直し

○ 「地域とともにある学校」に転換していくための持続的な仕組みとしてのコミュニティ・スクールが推進・加速していくよう、学校を応援する役割の明確化や教職員の任用に関する意見の柔軟化を図るとともに、教育委員会が積極的に学校運営協議会の設置に努めていく仕組みとするなど、学校と地域の連携・協働が促進されるための制度の見直しを図る。

② コミュニティ・スクールを推進・加速するための総合的な方策の実施

○ コミュニティ・スクールの導入に伴う学校や自治体の体制面・財政面の負担を軽減するため、コミュニティ・スクール導入を目指す学校の体制強化を含め、コミュニティ・スクール導入等促進事業による支援を強化する。

また、コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）の派遣を更に促進する。

○ 地域住民や保護者等の学校運営への参画が行われているコミュニティ・スクールに類似した取組が、コミュニティ・スクールへ移行することを促すため、コミュニティ・スクール導入等促進事業において、当該取組の優先的な採択などを実施する。

○ コミュニティ・スクールの推進・加速のために優れた取組を行う自治体に対する表

彰制度の創設、コミュニティ・スクール関係者のネットワーク化促進の支援、効果的な取組事例等の情報発信を行う推進フォーラム等を実施する。

また、自治体の教育長や首長に対する働きかけを強化し、マニュアルの策定や教育委員会規則の制定など、実効性を伴う取組を推進する。

○ コミュニティ・スクールを導入する際のポイント等をまとめた「学校運営協議会設置の手引き」の改訂や、学校運営協議会委員の質の向上のため、委員としての心構えや必要な知識等をまとめた「学校運営協議会ハンドブック（仮称）」の作成等を実施する。

○ 学校と地域の連携・協働に関する教職員の養成・研修の充実や、学校において地域との連携・協働の推進の中核を担う地域連携担当教職員（仮称）の法令上の明確化等を通じ、「地域とともにある学校」への転換を促進する。

○ 教育振興基本計画等において国としての方針を明確化し、支援方策の実施と併せ、各自治体の取組状況をフォローアップする。

(2) 学校の組織運営改革

① 教職員指導体制の充実

○ 小学校における学習指導要領の全面実施が平成32年度に行われることを踏まえ、所要の制度改正を行い、教職員の指導体制の充実を図る。

② 専門性に基づくチーム体制の構築

○ 教員が、多様な専門性や経験を持った人材と協力して子供に指導できるようにするとともに、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の職務等を省令上明確化し、配置を充実する。

- 部活動の指導，単独での引率等を行う部活動指導員（仮称）を省令上明確化し，配置を充実する。
 - 医療的ケアを必要とする児童生徒の増加に対応するため，看護師や特別支援教育支援員の配置を充実する。
- ③ 学校のマネジメント機能の強化
- 校長のリーダーシップを支える組織体制を強化するため，優れた人材が確保されるよう管理職の処遇の改善や，副校長の配置や教頭の複数配置を実施するほか，「主幹教諭」の配置を充実する。
 - 学校の事務体制を強化するため，事務職員の職務内容を見直し，法律上明確化するとともに配置を充実する。
 - 学校の事務体制を強化するとともに校務改善を図るため，学校事務の共同実施を行うための組織を法律上明確化する。
 - 学校における教育活動を充実するため，小規模市町村における指導主事の配置を促進するほか，学校が保護者や地域からの要望等に的確に対応できるよう，弁護士等の専門家が教職員を支援する仕組みの構築を促進する。
- (3) 教員制度の養成・採用・研修の一体改革
- ① 教員養成改革
- 大学の創意工夫により質の高い教職課程を編成することができるよう，「教科に関する科目」と「教職に関する科目」を統合（科目の大きくくり化）する。
 - 教員の養成を通じた全国的な水準の確保のため，大学が教職課程を編成するに当たり，参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を作成する。
 - 教職課程の学生が学校現場を体験する機会を充実するため，学校インターンシップを導入する。
- ② 教職課程を置く大学において，全学的に教職課程を統括する組織の設置や教職課程の評価を推進することにより，教員養成の質の保証・向上を図る。
- 採用の際のミスマッチを防止するとともに，新規採用の教員が円滑に教職を開始できるようにするため，モデル事業による「教師塾」方式の普及など，円滑な入職のための取組を推進する。
 - 教職大学院を活用して，教員の資質・能力の向上が図れるよう，モデル事業を通じて，履修証明制度の活用等による教職の高度化を促進する。
- ② 教員研修改革
- ミドルリーダー不足の解消や免許更新制と十年経験者研修の関係を整理するため，十年経験者研修の実施時期を弾力化し，ミドルリーダーを育成する研修への転換を図る。
 - 教員の大量退職に対応した若手教員育成のため，初任者研修の弾力的な運用を可能とする初任者研修の運用方針の見直しなどにより，初任者に限らず，2年目，3年目など経験年数の浅い教員に対する研修（初期研修）への転換を図るとともに，モデル事業を通じたメンター方式の導入の促進などにより，若手教員の研修体制を充実する。
- ③ キャリアシステムの構築
- 教員の育成，資質・能力の向上を保証するシステムの構築のため，文部科学大臣が教員育成指標の整備のための大綱的指針を提示し，各地域における教員育成指標や教員研修計画の全国的な整備を図るとともに，教育委員会と大学等が相互に議論，調整し，教員の養成等が実効あるものとする

ための制度として「教員育成協議会」を創設する。

- 研修ネットワークの構築や、養成・採用・研修を通じた教員の資質・能力の向上に関する調査・分析・研究開発を行う全国的な拠点の整備を行うため、独立行政法人教員研修センターの機能強化を図る。

2 次世代の地域創生

(1) 地域と学校の連携・協働の推進に向けた改革

地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等（多様な専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）が参画し、地域全体で学び合い、未来を担う子供たちの成長を支え合う地域をつくる活動（地域学校協働活動）を全国的に推進し、高齢者、若者等も社会的に包摂され、活躍できる場をつくるとともに、安心して子育てできる環境を整備することにより、次世代の地域創生の基盤をつくる。

(2) 地域が学校のパートナーとなるための改革

地域学校協働本部と学校との連絡調整を担当する人材の配置促進や、地域学校協働活動を推進するための学校開放の促進等を通じて、地域が学校のパートナーとして子供の教育に関わる体制を整備することにより、教員が子供と向き合う時間を確保できるようにするとともに、次代の郷土をつくる人材の育成や持続可能な地域の創生を実現する。

(3) 地域と連携・協働する教員の養成・研修等

教員が地域との連携・協働を円滑に行う上で必要となる資質・能力を育成するための養成・研修を行うとともに、地域住民等と児童生徒等が共に地域の課題に向き合い、課題解決に向けて協働する活動を推進することにより、地域を

担う人材を育成する。

おわりに

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策についての参考資料では、つぎのようなことが述べられている。

子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性がある。

そうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協力しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく必要がある。そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要がある。

特に、学ぶことと社会のつながりを意識し「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが必要である。また、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点が重要であると指摘している。